

目標（大項目）4 男女平等・共同参画の推進の強化

男女平等・共同参画推進のための施策は多岐にわたっています。「目黒区基本構想」及び「目黒区基本計画」においては、その基本方針の一つに「男女が平等に共同参画する社会づくりの推進」を掲げ、区的全組織が男女平等・共同参画推進の視点に留意し、施策を実施することとしています。

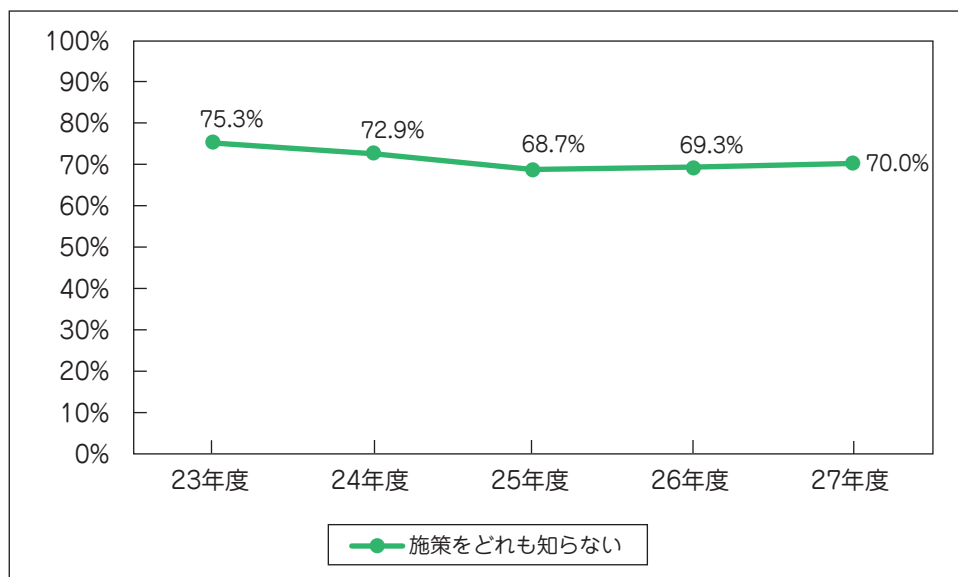
すべての所属において、職員一人ひとりが男女平等・共同参画の考え方を理解し、その視点を持って事業を進めていきます。

課題（中項目）4-1 計画の推進体制の充実

「目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査」の結果を見ると、区が実施している男女平等・共同参画施策を約7割の区民が「どれも知らない」という状況にあります。また、男女平等・共同参画施策推進の拠点施設である男女平等・共同参画センターの認知度は、約1割という状況です。

こうした状況を改善するため、区担当所管の調整を図りながら男女平等・共同参画に係る施策を推進するとともに、男女平等・共同参画センターの周知に努めます。周知を行う上では、インターネットを通じて情報を得ることが増えている現状を踏まえ、区報や区ホームページに加えてSNS^{※1}などのインターネットツールを活用していきます。

【目黒区の男女平等・共同参画施策の認知度の推移】



目黒区男女平等・共同参画に関する区民意識調査

※1 SNS = Social Networking Service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)
登録した利用者が参加できるインターネットのWeb サイトのことです。

施策の方向（小項目）① 推進体制の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
106	人権・男女平等推進担当者会議の充実	人権・男女平等推進担当者会議において、全庁的な調整を図りながら、男女平等・共同参画施策を推進します。	人権政策課	継続
107	男女平等・共同参画オンブーズの運営	男女が平等に共同参画する社会づくりの推進を阻害する事項等についての申出を処理します。	人権政策課	継続
108	情報連絡会の実施	男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ、男女平等・共同参画推進所管の三者が、情報を共有するため連絡会を実施します。	人権政策課	継続

施策の方向（小項目）② 男女平等・共同参画センター事業の充実

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
109	男女平等・共同参画センターの周知及び利用促進	さまざまな機能を備えた男女平等・共同参画推進のための拠点施設であることを周知し、利用の促進を図ります。	人権政策課	継続
110	資料室の充実	国内外の男女平等・共同参画に関する情報を収集し、提供します。	人権政策課	継続
111	相談事業の充実と連携	女性のさまざまな問題を解決するため、各種相談事業を実施し、必要に応じて相談員が相互に連携を図ります。	人権政策課	継続
112	学習の機会の提供	男女平等・共同参画を推進するため、講座、講演会等を開催します。	人権政策課	継続
113	学習・交流の場の提供 【No.16 再掲】	男女平等・共同参画を推進するための学習・交流の場として、男女平等・共同参画センター内の会議室・研修室等を提供します。	人権政策課	継続
114	団体相互の交流の促進 【No.17 再掲】	男女平等・共同参画センターで活動する団体を支援するため、交流促進事業を実施します。	人権政策課	継続
115	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4-2 計画の進行管理

毎年度、目黒区男女平等・共同参画審議会において計画の進捗状況の評価を行い、その結果を踏まえ、更なる事業の推進に取り組みます。

施策の方向（小項目）① 進捗状況の評価、改善

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
116	区民意識調査の実施	区民の意識を把握し、今後の施策推進の基礎資料とするため、男女平等・共同参画に関する区民意識調査を実施します。	人権政策課	継続
117	事業実績調査の実施	毎年度、計画に掲載した事業の実績調査を実施します。	人権政策課	継続
118	男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況評価の実施	区民意識調査と事業実績調査の結果を基に、計画の進捗状況を評価します。	人権政策課	継続
119	年次報告の公表	毎年度、男女平等・共同参画の推進に関する年次報告書を作成し、公表します。	人権政策課	継続
120	職員意識調査の実施	計画の改定に合わせて、区職員対象の意識調査を実施します。	人権政策課	継続

課題（中項目）4-3 区民、事業者等との協働事業の充実

男女が平等に共同参画する社会づくりを推進するためには、区、区民、事業者等が協働して事業の実施に取り組むことが重要です。このため、幅広い分野の事業者等との協働と事業内容の多様化を推進します。また区民、事業者等の男女平等・共同参画意識を更に高めるために、積極的に情報提供し、その活動を支援していきます。

施策の方向（小項目）① 協働事業の実施及び事業を通じた男女平等・共同参画の意識啓発

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
121	区民・区民団体等との協働事業の実施	講座や講演会など、区民・区民団体等との協働事業を実施します。	人権政策課	継続
122	男女平等・共同参画センター運営委員会の運営【No115再掲】	講座の企画や啓発誌の作成など、男女平等・共同参画センターの運営に区民の意見を反映します。	人権政策課	継続
123	事業者等との協働事業の実施	企画の段階からNPO法人や大学等と協働して、講座や講演会等を実施します。	人権政策課	新規

課題（中項目）4-4 国、東京都、他自治体との連携

区の権限を超える法律改正や制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。また、他自治体との情報交換を積極的に行い、区の施策に活かしていきます。

施策の方向（小項目）① 国、東京都、他自治体との連携強化

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
124	国、東京都との連携	区の権限や領域を超える法律の見直しや制度の整備に向け、国や東京都との連携を図ります。	人権政策課	継続
125	他自治体との連携	他自治体と男女平等・共同参画推進施策に関する情報交換等を行いながら、連携して施策を推進します。	人権政策課	継続

